

中野区子ども・子育て会議資料

社会的養育推進計画について

児童福祉課

2024年11月12日（火）

項目ごとの主な内容案・評価指標等

I 当事者であるこどもの権利擁護の取組

(1)～(3)のしくみをわかりやすく子どもに説明し、子どものしあわせにつながるように運用します。意見聴取後に続く子どもの生活への影響について配慮し、子どもの状況に応じた対応をします。

(1)児童相談所等における子どもの意見聴取等措置

児童相談所の職員は、子どもの生活にかかることについて検討するときは、事前にその内容について子どもにわかりやすく説明し、子どもの意見を聴きます。

児童相談所が子どもの生活にかかることを決めるときは、子どもの意見を確認したうえで、子どもにとって最善の方法を検討します。子どもの意見の確認は、児童相談所職員からの代弁、子ども本人からの書面提出、子どもの会議等の場への出席など、子どもの意向にそった方法で行います。児童相談所は検討した経過や結果について、子どもにわかりやすく説明します。

(2)意見表明等支援事業

一時保護中又は施設や里親家庭で生活する子どもを対象に、意見表明等支援員(アドボケイト)が定期的及び子どもの希望に応じて意見表明の有無にかかわらず話を聴く機会を持ちます。カードを使ったワークを実施するなど、体験的に子どもが権利について触れる機会を設けます。子どもが大人との関りに戸惑わないように説明の工夫をします。

アドボケイトは児童相談所や施設、里親とは直接かかわらない人です。子どもの意見等の取扱いは必ず子どもと確認します。

アドボケイトや意見等に対応した大人は、伝えた意見の取扱いの経過や結果について子どもにわかりやすく説明します。

アドボケイトは(1)の意見聴取等措置や(3)の児童福祉審議会への申立てについて、子どもと一緒に考えたり、同席したり代弁するなどのサポートをすることができます。

(3)子どもの権利擁護にかかる環境整備

子どもは児童福祉審議会に申立てをすることができます。「子どもの権利擁護調査員」は子ども本人や関係者に話を聴いて申立ての内容を調査します。

児童福祉審議会は申立てについて内容を審議し、児童相談所や施設等に対応を求めます。

児童相談所、施設、里親、その他の関係者の「子どもの権利擁護」への理解を深めるための研修等を定期的 to 実施します。

子どもの権利擁護や社会的養護に関する取り組みを検討するときは、当事者である子どもの意見を聴きます。⇒アンケートを予定しています。(職員のかかわり、わかりやすい説明、意見が大切に扱われているか、しくみの理解など)

【評価指標・目標】

○社会的養護関係者への子どもの権利にかかる研修等
年8回

○意見表明等支援事業を利用可能な子どもの割合
100%

○子どもの権利の認知度
アンケート7点以上
100%

○意見表明等支援員の認知度
アンケート7点以上
100%

Ⅱ 区の子ども家庭支援体制

関係機関連携のもと(1)～(3)により、家庭における子どもの養育が適切に行われ、子どものしあわせにつながるように運用します。

(1)子ども・家庭にかかる相談体制の整備

地域に4か所あるすこやか福祉センターは、児童福祉法に基づくこども家庭センターの役割を担います。すこやか福祉センターでは、妊産婦支援、乳幼児健診、発達支援、子育てや子どもに関する相談支援を実施します。地域連携のしくみを生かしヤングケアラーの早期発見・関係機関との連携調整についても担います。

すこやか福祉センターは、支援を必要とする子ども・妊産婦等に対して必要なサービスを一緒に組み立てる「サポートプラン」を作成します。相談支援の対応力向上に向けた人材育成を行うとともに、統括支援員による職員への相談・指導を充実することで、より迅速かつきめ細やかな対応につなげます。

子ども・若者支援センターは、子ども虐待の早期対応やその後の継続した支援の役割を中心に担う(児童相談所)とともに、総合相談、若者支援を実施します。教育センターも併設し、不登校等の教育相談にも対応します。

すこやか福祉センターと子ども・若者支援センターは定期的及び随時に支援状況を共有し互いの専門性を生かした支援を連携して実現します。

(2)要保護児童対策地域協議会における連携

(1)における区の相談機関及び関係機関(医療機関、警察、児童福祉施設、保育園・幼稚園、学校、民生・児童委員等)は要保護児童対策地域協議会を構成し、ネットワークにより家庭における子どもの養育を見守り・サポートします。

子ども・若者支援センターは要保護児童対策地域協議会の調整機関を担い、会議の開催や研修の実施等を通じて関係機関間の連携を推進します。

(3)子どもの養育を支えるサービスの整備

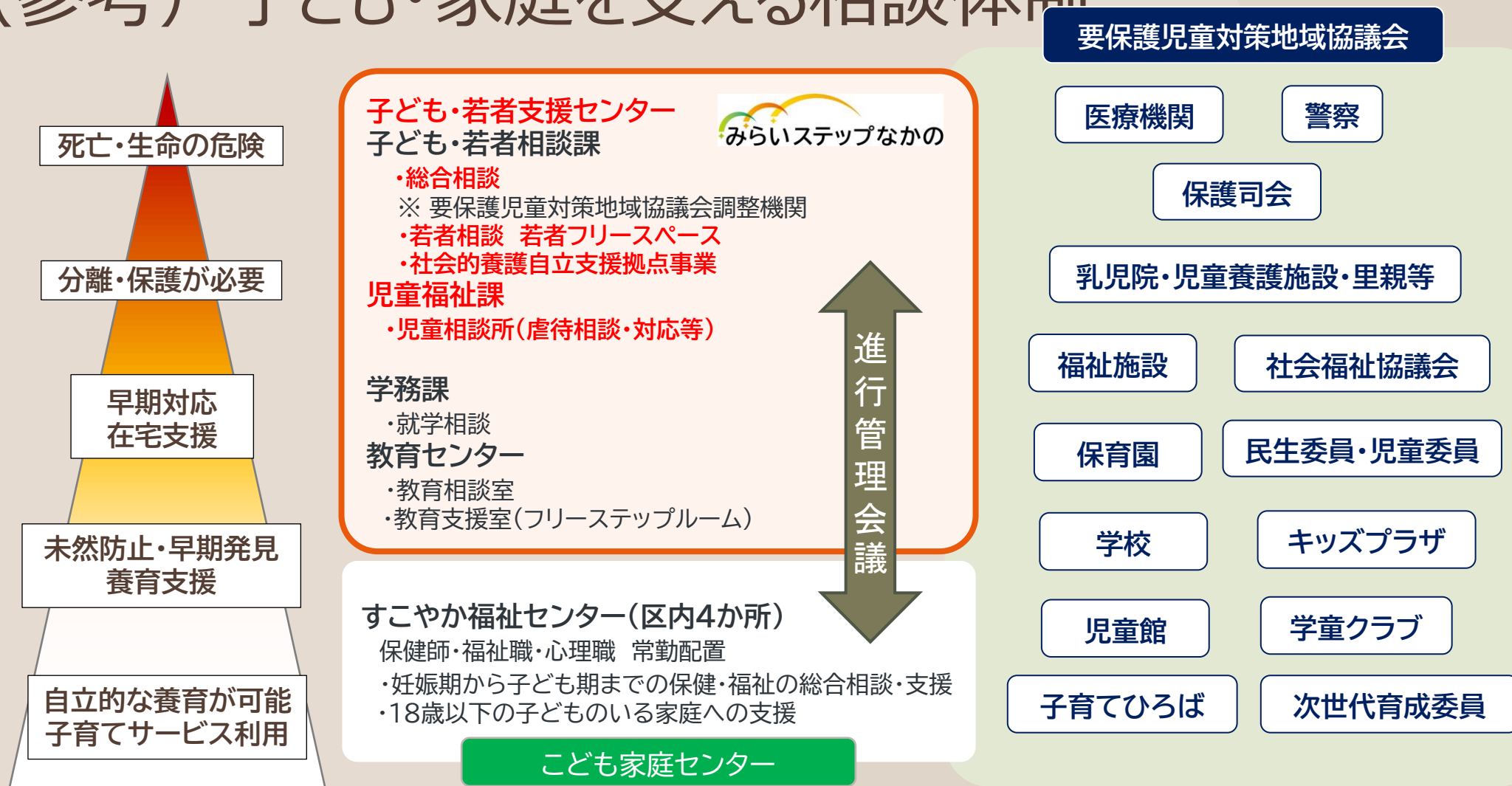
短期間子どもを泊りで預かるサービス(子どもショートステイ)を児童福祉施設や協力家庭等で実施します。このほか、一時的に子どもを預かるサービスや、ホームヘルパーが家庭に訪問し、家事・育児を支援するサービスなどで家庭の養育を支えます。ペアレント・トレーニング等を予防的観点から地域展開できるよう、児童相談所とこども家庭センターが連携します。

産前・産後については特に訪問相談、家事・育児支援、助産師等による産後ケア等のサービスを充実します。

母子生活支援施設では、居住場所の提供にあわせて母子が自立した生活をおくるためのサポートを実施します。短期間の利用もできます。また、生活のサポートが必要な女性を一時的に緊急保護する機能も確保します。

【評価指標・目標】
子ども・子育て支援事業計画
にあわせて設定

(参考) 子ども・家庭を支える相談体制



Ⅲ一時保護改革

(1)～(2)により、子どもにとって最善の方法で一時保護の目的(子どもの安全確保及び子どもの心身のケアや子どもの置かれた状況を調査等)を達成できるよう運用します。子どもから保護の求めがあった時には迅速に子どもの思いを受け止め、状況を把握し必要な対応を行います。

(1)一時保護の体制整備

区が設置する一時保護施設において、個室を中心とした居室配置によるプライバシーの配慮や、設計・設備・備品仕様等の物理的な空間づくりの工夫とともに、小規模で個々の状況を踏まえた運用を進め、できるだけ家庭的な環境を整えます。

乳児については専門性の高い乳児院への一時保護委託を実施します。

子どもがより個別的な支援を要する場合への対応や特に乳幼児期には愛着形成において重要な時期であることを踏まえ、里親家庭への一時保護委託についても登録里親の拡充にあわせて体制を整備します。

(2)一時保護におけるこどもの最善の利益について

一時保護施設での生活や、子どもの権利、制限される内容、権利が侵害された時の解決方法に関して子どもの年齢や理解に応じて、インテーク動画やガイドブックなどを用いてわかりやすく説明します。また、一時保護の経過や今後の見通しなどについても保護者と児童相談所が協働しわかりやすく子どもに伝えます。

一時保護施設は、定期的な意見表明等支援員(アドボケイト)の訪問を受け入れ、子どもの意見が適切に表明されるよう配慮するとともに意見を尊重した対応を行います。

3年ごとに第三者評価を受審し、その結果を踏まえ、子どもの立場に立った保護や質の高い支援を実施します。

日常生活や学習活動に必要なもので個人で使用するものについては、個別に貸与又は供与できるようにします。一時保護施設で使用したり、そばにおいておきたいと感じる子ども自身の私物の持ち込みについては、安全な管理方法などを子どもと個々に話し合って対応できるように考えます。

一時保護施設がもっと良くなるための方法や考え方を子どもと大人が話し合う場としての「いちほ会議」を定期的を実施します。「いちほ会議」で話し合ったことの検討状況や結果は、会議の場や居室フロアへの掲示等により共有します。

一時保護施設における子どもの学習について在籍校ときめ細かく連携して進めるとともに、子どもの希望やその他の環境等を確認したうえで、在籍校への登校を支援します。

子どもと大人との関りについて、子どもとともに分析し、一時保護中の子どもの支援に生かしていきます。

【評価指標・目標】

○一時保護所定員
12名(現状)

○一時保護所職員専門研修
18回以上

○一時保護所の平均入所率
85%以下

○意見表明等支援事業受入
週1回以上

○退所時アンケート(一時保護所は思いを伝えやすい場所だった感じる子どもの割合)
100%

Ⅳ子どものパーマネンシー保障

(1) 児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築

児童相談所は以下の枠組みを基本とし、家庭における養育を支えます。

○児童相談所は、子どもの思い・願いを支援の中心において、家族とともに大切にしていきます。

○家族とともに起きた出来事をアセスメントします。子どもに起きた「心配な出来事」をつぶさに把握するとともに、「安心」「これから起きると良いこと」を家族とともに話し合いまとめていきます。

○家族は子どもの安全のために何があれば良いかを主体的に考えます。児童相談所は、家族が身近な支援者とともに家族の強みを生かした安全プラン(危険な状況の回避策)をつくることができるよう支援します。関係機関は子どもの安全が確実に護られる仕組みができるまでともに家族を支えます。

家庭における養育が難しい場合には、子どものパーマネンシー保障(生活の永続性)を十分に配慮し、子どもの意向や状況を踏まえ社会的養育を検討します。

社会的養育のもとに生活する場合においても、児童相談所の担当者は子どもや保護者に定期的に会い、話を聴き、子どもの意向を踏まえたうえで、施設や里親家庭等と連携し、子どもの生活にかかることから一緒に考え、見通しを共有するようにします。担当者が変わる場合には丁寧に引継ぎを行い、子どもへの負担に配慮します。

児童相談所は組織的にそうした見通し等を定期的(月1回程度)に確認します。また、確認された見通し等に基づいた取り組みの実現を子どものパーマネンシー保障の視点から継続的にサポートしていく組織的なしくみや体制を確保します。

子どもの生活の自立に向けた生い立ちの整理についても、子どもの将来につながる重要事項ととらえ、子どもの希望を踏まえたうえで、施設や里親家庭等と連携し実施をすすめます。

(2) 親子関係再構築に向けた取組

(1)におけるケースワークの枠組みの中で家庭が本来持っている力が発揮できるようサポートすることを基本としながら、以下のプログラムについても関係者連携のもと取り組んでいきます。

OTF-CBT(トラウマ焦点化認知行動療法)、PCIT(親子相互交流療法)、遊戯療法(プレイセラピー)、認知行動療法(ものごとの捉え方・考え方を振り返って変えていくことで気持ちや行動を変えていくもの)、箱庭療法・アートセラピー等

OCARE、ペアレントトレーニング、リスペクトプログラム(DV被害者支援)、グループ活動等も活用するとともに、予防的観点から地域展開できるよう、児童相談所とこども家庭センターが連携します。

【評価指標・目標】

○親子関係再構築支援体制
組織体制の整備

○保護者支援プログラムの
地域展開
児童相談所・こども家庭セ
ンター連携による段階的実
施

○保護者支援プログラムライ
センス取得
PCIT 等

V 里親・ファミリーホームへの委託の推進

家庭養育優先とパーマネンシー保障の視点のもと、子どもの意向や状況に応じた里親・ファミリーホームへの委託をすすめます。

(1) 里親等支援業務の包括的な実施体制の構築

里親制度普及促進・リクルート、新規登録・登録更新・里親委託推進、研修業務・トレーニング業務、里親養育への支援業務等について一貫して対応する体制を構築します。里親支援センターの設置について検討をすすめます。

実施にあたっては民間事業者の専門性を生かすとともに、里親当事者との連携を踏まえたよりきめ細かく実践的な研修実施や相談支援を求めます。

里親制度の普及啓発、研修等の段階から、子どもを中心とした家庭養育優先やパーマネンシー保障の視点への理解を求めます。

(2) 里親委託率の設定等

国の里親等委託率目標(乳幼児75%以上、学童等50%以上)を見据え、区の実態(参考資料01)を踏まえた目標値を設定します。

中野区の現状の委託率は国の平均を下回っています。

施設等へ措置している子どもの数に比較して、里親登録家庭の数が少ない状況です。(里親登録率が低い)

里親登録家庭の数に比較して、里親家庭に委託されている子どもの数は少なくはありません。(里親稼働率が高い)

中野区児童相談所設置後に新たに養育里親として登録を行った家庭については稼働率は100%に近い状況です。

里親登録家庭数を増やし、里親登録率を上げるとともに、里親稼働率を維持することを当面の目標とします。

数値は、既に施設等へ措置している子どもについての家庭復帰や自立(年齢到達等)の状況を細かく把握・分析したうえで、乳幼児については愛着形成の観点から優先的に、学齢以降については子どもの意向や状況に応じて里親委託を推進します。

子どものアセスメントを踏まえて里親家庭とのマッチングを行うとともに、里親家庭の養育状況を教えていただきながら必要な再アセスメントを行うなど、里親家庭の養育の継続を支えます。

(3) 地域との連携

里親当事者、施設の里親支援専門相談員、里親支援事業者、民生・児童委員、すこやか福祉センター、児童相談所、学識経験者で構成される里親委託等推進委員会を設置し、(1)・(2)の推進について検討し、実践に生かします。

【評価指標・目標】

里親等委託率

17.7% ⇒ 34.1%

(内訳)

0～3歳未満

22.2% ⇒ 80%

3～就学前

0.0% ⇒ 50%

学齢期以降

17.9% ⇒ 24%

里親登録率

36.7% ⇒ 63.5%

里親稼働率

48.3% ⇒ 53.7%

Ⅵ社会的養護自立支援の推進

社会的養護経験者等の自立に向けた取り組みをすすめます。自立に向けた支援は早い段階から子どもの意向を確認し、計画的に実施していきます。

(1)児童自立生活援助事業

子どもの意向や状況に応じて、必要な場所で必要な期間、児童自立生活援助事業による支援が受けられるよう関係機関等と調整します。

(2)社会的養護自立支援拠点事業

社会的養護経験者等への必要な情報提供・相談支援、相互交流の場所の設置等により、社会的養護経験者等の孤立を防ぎ、必要な支援に適切に繋ぐことができるよう社会的養護自立支援事業を委託により実施します。

社会的養護自立支援事業において、支援コーディネーターや生活相談支援員、就労相談支援員を配置し、必要に応じた適切な支援を実施します。

措置解除後も就業や就職しながら安定した生活を送ることができるよう、就学や就職、引越し等に自立の支度のために必要な費用を措置解除時に助成します。

措置解除後の安定的な住まいを確保するため居住費助成や居住支援法人との連携支援を実施します。

措置解除後も精神的に安定した生活を送ることができるよう、医療費助成や医療機関との連携支援を実施します。

(3)社会的養護経験者等への自立に向けた支援体制の整備

中野区子ども・若者支援地域協議会を活用し、社会的養護経験者に関する研修や個別ケース検討会議等の実施により、社会的養護経験者等に対して関係機関が連携して支援できる体制を整備します。

社会的養護経験者等の実態把握や実施事業の振り返り等により、体制の見直し等、事業へ反映をしていきます。

【評価指標・目標】
社会的養護自立支援拠点事業実施箇所数
1か所(現行)

代替養育を必要とする子ども数の考え方

①子どもの数の推計

○子ども・子育て支援事業計画における子どもの将来人口推計値を基本とします。

○計画期間内の子ども数は微減と見込まれています。

②養護相談件数の推計

○直近の状況を反映し推計します。

○児童相談所設置後の養護相談件数の伸びは10%程度、虐待相談の伸びは養護相談件数全体の伸びを下回っている。

○児童人口に占める相談件数の割合は7%程度増加している。

○計画期間内は直近の傾向が継続することを見込みます。

③代替養育を必要とする子ども数の見込み

○相談件数の増への対応は、養育支援サービス、母子生活支援施設の活用等による家庭養育の継続につないでいきます。

○令和5年度の入所は増加していますが、乳児院へのきょうだい入所事例、令和6年度の入所実績などを加味し平準化し、児童人口に占める割合で推計します。

○前年度措置数に対する退所の割合は高い傾向にあり、この傾向が継続すると見込みます。

中野区社会的養育関係数値実績・推計

	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	算出方法
児童人口 (人)	35,184	35,300	35,697	35,576	35,566	35,289	34,896	34,641	子ども・子育て支援事業計画における人口推計
相談件数 (件)	1,426	1,538	1,685	1,808	1,940	2,082	2,234	2,397	児童人口に対する割合の 前年度比伸び率(1.073)
新規入所 児童数(人)	17	33	21	21	21	21	21	21	児童人口に対する割合 (0.06%) ※乳児院補正
退所 児童数(人)	21	24	20	20	20	20	20	20	前年度措置数に対する割合 (25%)
代替養育 必要数(人)	70	79	80	81	82	83	84	85	前年度必要数＋新規入所児童数 －退所児童数
里親委託数 (人)	12	14	17	18	21	23	26	29	就学前児童を中心に里親委託
里親委託率 (%)	17.1	17.7	21.3	22.2	25.6	27.7	31.0	34.1	R11目標 3歳未満 80% 3歳以上就学前 50% 学齢期以降 24%
里親登録数 (家庭)	27	29	34	38	42	46	50	54	新規登録 5家庭／年 増 登録家庭 4家庭／年 増
里親登録率 (%)	35.9	36.7	42.5	46.9	51.2	55.4	59.5	63.5	里親登録数／代替養育必要数
里親稼働率 (%)	42.9	48.3	50.0	47.4	50.0	50.0	52.0	53.7	里親委託数／里親登録数